

年金のお知らせ

◇ご存知ですか？国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。(国民年金の任意加入は、申し出した日からとなります。)

また、年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方や海外に在住する日本国籍を持つ方も国民年金に任意加入することができます。

◇国民年金保険料の後払い(追納)をお勧めします！

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。(※納付猶予や学生納付特例の期間は年金の受給期間として計算されますが、年金額には反映されません。)

しかし、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。

なお、追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られます。

※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎ 30-3410

または、ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

日本年金機構ホームページURL <https://www.nenkin.go.jp/>



日本年金機構

ホームページ

2次元コード

令和8年度 奥多摩町海外派遣事業について

この事業は、派遣先の人々との交流やホームステイなどによる生活体験などを通じて相互理解を深め、国際的視野をもった町内における中学、高校生リーダーを育成することを目的として実施します。

〔派遣先〕

オーストラリア

〔派遣期間〕

夏休み期間中の2週間程度

〔募集人員〕

中学生・高校生：12名程度

〔応募資格〕

町内在住の中学2年生および中学3年生、
高校生(令和8年4月1日時点)

〔選考方法〕

作文・面接での審査

*募集の詳細については、今後学校などを通して募集要項をご確認ください。

※問い合わせは、教育課 ☎ 83-2246



▲令和7年度 海外派遣事業の様子